

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階の主発電機軸封用油供給配管の排油用閉止プラグより油の滴下が認められたため、当該閉止プラグを増し締めし、油の滴下を停止させた。	A	10月3日公表済 (PDF110KB)

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器鉄イオン供給装置電解槽（C）点検において、本体フランジ面ゴムライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
2	3号機	廃棄物処理建屋照明用分電盤点検において、負荷（地階非常照明回路・屋外西側トレンチ他照明回路）の絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該回路を修理	D	
3	3号機	復水器細管洗浄装置（A・D）点検において、ボール捕集器・ボール回収配管フランジの締付ボルトに腐食が認められたため、当該ボルト（134本）を交換	D	
4	3号機	廃棄物処理建屋照明用分電盤点検において、負荷（冷凍防止用スペースヒータ回路）の絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該回路を修理	D	
5	3号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 4）の目視検査において、弁開度位置検出器の部品に間隙大が認められたため、当該部品を修理	D	
6	3号機	低圧タービン（C）上半外部車室の目視検査において、縦継手面にカジリ傷（4箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	所内ボイラ蒸気溜ドレントラップバイパス弁の点検において、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
8	4号機	プロセス計算機において、メッセージ「FAILED LPRM 2805 A, 5（原子炉局部出力領域モニタ28-05A検出器異常）」の印字が認められたため、当該モニタを点検	D	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋換気空調系排風機（A）駆動用電動機点検において、軸受部（負荷側、反負荷側共）の摩擦等が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	定期検査時炉心作業監視装置用計算機点検において、デジタル自動テープ記録装置の電源ユニット冷却ファンに異音が認められたため、当該電源ユニットを交換	D	
11	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 5、6）流量記録計の記録用紙カセット押さえに破損が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	低圧炉心スプレイ系配管洗浄のための起動停止後、テスト可能逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
13	6号機	復水器真空破壊弁の開操作時、弁駆動用電動機の過負荷トリップが認められたため、当該弁及び制御回路を点検	D	
14	6号機	廃棄物処理系放出カナル放射線監視用モニタにおいて、検出器の汚れが原因と思われる指示不良が認められたため、当該モニタ検出器を点検・清掃	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備廃液濃縮装置（A・B）及び再循環ポンプ（A・B）の点検周期基準の逸脱が認められたため、対応検討	C	
16	その他	水処理設備排水処理装置活性炭ろ過器入口配管に水のにじみ（1滴/5分程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで